（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２８年１０月１日作成）

法　令　名	石油パイプライン事業法（昭和４７年6月２６日法律第１０５号）
根 拠 条 項	第３４条第１項
許 認 可 等 の　種　類	他人の土地への立ち入り許可
法令の定め	石油パイプライン事業法第３４条第１項
審 査 基 準	法令に基準が定められている。 石油パイプライン事業法第３４条第１項
標準処理期間	総　期　間　　未設定　　日・月（注：休日は含まない。　　） 経由機関　　日・月（　　） 協議機関　　日・月（　　） 処分機関　　日・月（　　）
処 分 担 当 課	経済部産業振興局環境・エネルギー室電源地域グループ （電話番号：０１１－２０４－５３１７）
申　請　先	同　上
問い合わせ先	同　上
備　　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）